

絶対許さない！

不法投棄

不法投棄や違法な野外焼却をした者は、
法律により罰せられます。

罰 則 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

不法投棄 5年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金 (法第16条)

野外焼却 5年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金 (法第16条の2)

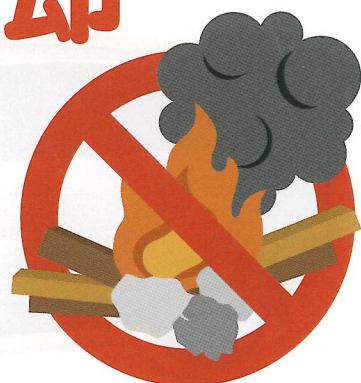
不法投棄

コンクリートがら、木くずをはじめとする不法投棄が大半を占めていますが、河川敷へのタイヤの投棄なども発生しています。



野外焼却

建設木くずのほか、一般廃棄物の野外焼却も多く発生しています。有害なダイオキシン類を発生させるおそれもあります。



～不法投棄を許さない地域社会づくりを目指して～

不法投棄・野外焼却を見つけたら 情報提供のお願い

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課

廃棄物監視・指導課では、廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案の情報を県民の皆さんから通報していただけるよう、フリーダイヤル（通話料金無料）の『廃棄物ダイヤル110番』と『廃棄物FAX110番』を設置しています。

不法投棄・野外焼却を見かけたら、下記の連絡先へ情報をお寄せください。



廃棄物ダイヤル
110番



ゴミは イヤヨ
0120-538-184

廃棄物FAX
110番



ゴミ 三重なし
0120-53-3074

廃棄物監視
・
指導課
(一般電話回線)

電話 **059-224-2388**
FAX **059-222-8136**
電子メール **kanshi@pref.mie.jp**

〒514-8570 津市広明町13 (三重県庁)

産業廃棄物監視

パトロール実施中!



三重県では、生活環境上の支障やそのおそれがある産業廃棄物の不適正処理事案について、住民の安全・安心を確保するために監視パトロールを実施し、不法投棄等の未然防止を図っています。